

リンゲル液、生理的食鹽注射

一〇〇—三〇〇cc (小兒) 二〇點

三〇〇cc迄 二〇

五〇〇cc迄 三〇

一、〇〇〇cc迄 四〇

葡萄糖液注射

一〇〇—三〇〇cc (小兒) 三〇

三〇〇cc迄 三〇

五〇〇cc迄 四〇

一、〇〇〇cc迄 五〇

傳達麻酔

血液注射

皮下又ハ筋肉ノ場合

一〇cc以上 一〇

五〇cc以上 二〇

靜脈(血液型検査簡易微毒血液検査ヲ含ム)

一〇cc以上 四〇

五〇cc以上 六〇

藥治料

一、内服藥(一劑一日分)

二、頓服藥(一回分) 一

三、外用藥 一

イ、含嗽藥(四〇〇瓦ニ付) 二

ロ、電法藥(四〇〇瓦ニ付) 二

四、容器代(紙袋、紙器、貝殼類ヲ除ク) 一

註 容器代ハ第一回ノミ請求シ得ルモノニシテ第

二回以後ハ患者ノ負擔トス

處置料

一、齒牙疾患ニ於ケル處置

イ、普通處置(一齒一回ニ付) 二・四

貼藥、假封、根管ノ治療、患齒ニ基因スル齒齦病竝ニ

齒根膜炎及口腔内ノ瘻孔ノ處置等

ロ、抜髓處置(一齒ニ付) 四

ハ、齒髓切斷處置(一齒ニ付) 四

ニ、根管充填(一齒ニ付) 四

二、智齒周圍炎ニ於ケル處置(一齒一回ニ付) 二・四

貼藥、塗布及齒槽骨炎ノ處置

三、齒齦炎ニ於ケル處置(一顎一回ニ付) 二・四點

四、口内炎、舌炎ニ於ケル處置(一回ニ付) 二・四

五、外科後處置

イ、洗滌塗布(口腔内消炎手術後處置程度ノモノ) 二・四

ロ、タンポン交換(前記以外ノタンポン交換) 二・四

ハ、其ノ他(骨髄炎、骨膜炎、蜂窩) 六

織炎ノ後處置ノ場合) 四

六、齒槽膿漏ニ於ケル處置(一顎一回ニ付) 二・四

七、齒石除去ニ於ケル處置(一顎ニ付) 一〇

充填料

裏裝及隔壁ヲ含ム(一齒ニ付)

一、アマalgam充填 一五

二、セメント充填 一〇

鑲嵌料(一齒ニ付) 七〇

補綴料(八・九・十ハ業務) 二〇

一、ゴム床義齒(一床一齒ニ付)

九點

一齒ヲ増ス毎ニ 二二

二、合成樹脂床義齒(一床一齒ニ付) 一〇

一齒ヲ増ス毎ニ 一〇

三、白色ゴム隙(一個ニ付) 二〇

四、銀合金隙(一個ニ付) 二〇

五、白齒金冠、白齒代用金屬冠(一齒ニ付) 二〇

イ、金 二〇

ロ、銀パラヂウム合金 一七

ハ、銀合金 七五

六、白齒代用金屬齒(一個ニ付) 七五

イ、銀パラヂウム合金 六〇

ロ、銀合金 四五

七、金鈎代用金屬鈎(一個ニ付) 四五

イ、金鈎 一〇

ロ、不銹鈎 一〇

八、陶齒冠繼續齒(一齒ニ付) 五〇

九、前齒支臺金冠前齒金冠(一齒ニ付) 一四〇

十、前齒支臺代用金屬冠前齒代用金屬冠(一齒ニ付) 一四〇

- イ、銀パラヂウム合金 六五點
- ロ、銀合金 五五
- 十一、架工齒(一齒ニ付) 一八〇
- イ、金裏裝 九〇
- ロ、銀パラヂウム合金裏裝 七五
- ハ、銀合金裏裝

補綴修理並ニ脱離装着料

- 一、義齒修理
 - イ、ゴム床義齒修理
 - 1 床破損シタル場合 二〇
 - 2 陶齒再使用ノ場合(一齒ニ付) 九
 - 一齒ヲ増ス毎ニ 五
 - ロ、合成樹脂床修理
 - 1 床破損シタル場合 二一
 - 2 陶齒再使用ノ場合(一齒ニ付) 一〇
 - 一齒ヲ増ス毎ニ 六
- 二、金冠並ニ代用金屬冠修理(一齒ニ付)
 - イ、金冠 六〇

三八四

- ロ、銀パラヂウム合金冠 二〇點
- ハ、銀合金冠 一八
- 三、金鈎並ニ代用金屬鈎修理(一個ニ付)
 - イ、金鈎 一五
 - ロ、不銹鋼鈎 五
- 四、脱離金冠並ニ代用金屬冠装着(一齒ニ付)
 - イ、金冠 九
 - ロ、代用金屬冠 九
- 五、脱離繼續齒装着(一齒ニ付) 九
- 六、脱離鑲嵌装着(一齒ニ付) 九

手術料

- 一、抜齒
 - 抜齒ニ附隨スル麻酔及當日ニ於ケル前後處置ヲ含ム(一齒ニ付)
 - イ、臼齒 一〇
 - ロ、前齒 九
 - ハ、埋伏智齒 三〇
 - 二、口腔内消炎手術
 - イ、限局

- 齒齦膿瘍、骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍ノ切開手術、智齒周圍炎ノ齒齦瓣切除等 五點
- ロ、廣汎
 - 骨髓炎、骨膜炎等 四五
- 三、口腔外消炎手術
 - 皮下膿瘍蜂窩織炎等 九〇
- 四、顎骨腫瘍手術
 - 齒根囊腫濾胞性齒牙膿腫、齒齦腫等 九〇
 - 五、顎骨骨折手術(縫合手術ヲ含ム) 一八〇
 - 六、齒根切除手術 一二〇
 - 七、齒槽膿漏ニ於ケル齒齦囊搔爬手術 七・五
 - 八、齒槽膿漏ニ於ケル齒齦切除手術(一回ニ付) 三〇
 - 九、齒槽膿漏ニ於ケル「ノイマン」氏法等特殊手術(一回ニ付) 七〇
- 處置又ハ手術ニ伴ヒ綑帶材料ヲ要シタルトキハ左ニ依リ處置料又ハ手術料ニ加算スルモノトス
 - イ、簡易ナルモノ 四
 - ロ、三角巾ヲ使用スルモノ 六

八點

- ハ、卷軸帶ヲ使用スルモノ 八點
- 輸血術(血液型検査簡易梅毒血液検査ヲ含ム) 一二〇
- 註 イ、百cc以上(十歳未満ノ小兒ニ在リテハ五十cc以上)
 - 但シ第二回百點第三回以降八十點トス
 - ロ、五〇cc以上 六〇
 - ハ、一〇cc以上 四〇
- 備考 本表ニ記載ナキモノ又ハ本表ニ記載アルモノ之ニ據リ難キモノニ付テハ其ノ都度之ヲ定ム

三八五

注射點數表

皮下、筋肉

薬名	濃度(單位) (號數)	用量	點數
ア之類			
アヴィホルモン		二cc	六點
アウトカンファー		一・一cc	六
A O		〇・五cc	〇
同	小人用一號	〇・五cc	〇
同	二號	〇・五cc	〇
同	大人用一號	一・一cc	一四
同	二號	一・一cc	二〇
アカルノン		一cc	六
同		一cc	六
アクチゾール	二・五%	二cc	〇
同	二・五%	二cc	六
同	二・五%	二cc	六
同	二・五%	二cc	六
同	一%	二cc	〇
同	一%	二cc	六
アスコイル		二cc	六

アスコルチン			三八六
同			
アストフェン		一cc	二
アストマトリン		一cc	一
アストモリジン		二cc	〇
アスモン		一cc	六
アチプロン	一〇%	三cc	〇
同	三〇%	三cc	〇
アデノスベルゾン		二cc	六
アドツシアスト		一cc	六
アドニン		〇・五cc	六
同		一cc	六
アドネフリン		一cc	六
同		一cc	六
アトムラチン	〇・三%	一cc	〇
同	一%	一cc	六
アトモル		一cc	六
アドレナリン		一cc	六
同		一cc	六
アトロペリン		二cc	六
アトロモルヒン		一cc	六

アナブチン	五%	二cc	六點
アナブトール		一・一cc	六
アニマチン		五cc	一四
アベリ		一cc	六
同		一cc	六
同		三cc	六
同		五cc	六
同		一cc	六
アベリイビイチ	一號、二號、三號	一cc	六
同	四號	二cc	六
同	五號	二cc	〇
同	六號	二cc	〇
アマイチン		一cc	六
アムネジン		一cc	〇
アモリジン		一cc	〇
アリマリンA		一cc	六
アルエシン		一cc	六
同		一cc	六
アルゴエレクトロゾール		三cc	六
同		五cc	六
アルジモン		一cc	六
同		一cc	六
アルソゾン		二cc	六

アルソパール		二cc	六點
同		一cc	六
アルテリオン		二cc	六
アルバジル		二cc	六
アルゲネン	一〇%	一cc	六
アンタストール		一cc	六
アンチエメージン		一cc	六
アンチヒペレミン		一cc	六
アンチプリゼ		一cc	六
アンチベリベリン		一cc	六
同		一cc	六
アンチレプリーゼ		三cc	〇
同		一cc	六
同		一cc	六
同		一cc	六
同		一cc	六
アンナカ注射液	一〇%	一cc	六
同	二〇%	一cc	六
イグロシン		一cc	六
同		一cc	六
イス・ウルクス		五cc	六

ユゴール
 ユバモン
 同
 ヨードカルシウム液
 ヨ之類
 ライゴスチン
 ラ之類
 ラウミン
 同
 ラウミンスコポラミン
 ラカルノール
 ラツール
 ラビス
 リ之類
 硫酸アトロピン
 リエナリン
 理研カンフェナール

一	二	一																		
CC	CC	CC																		
六	六	六																		

同
 ル之類
 ルエスチン
 ルエヒノン
 ルタミン
 同
 ルヂール
 ルテイノール
 ルナー
 ルミトロピン
 ルミナール
 レ之類
 レズンビス
 レドキシソ
 同
 レバカルチン
 レバシユリン
 同
 同

二	二	二	二	二	五	二	二													
CC	CC	CC	CC	CC	CC	CC	CC													
一	一	一	一	一	二	一	一													
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇													

同
 ミラノイエ
 ミルスアンチモン
 ミルツシン
 ム之類
 ムファイラン
 ムルチン
 同
 メ之類
 メタボリン
 同
 モ之類
 モクソール

三	一	一																		
CC	CC	CC																		
六	六	六																		

同
 モナアト
 同
 モナスコ
 同
 モノボラミン
 モルダイ
 モルヒネアトロピン
 ヤ之類
 ヤクリト
 ヤクリト
 ヤクレタ
 ヤトコ
 同
 ヤビオ
 ヤビオ
 ヤビオ
 ユ之類

一	一																			
CC	CC																			
六	六																			

静脈内

薬名 濃度(單位)
 (號數)

用量
 點數

ア之類

アタチワイヌ		一〇	一	二點
同		二〇	一	二點
アクトヨチン		五	二	二點
同		〇	一	八
同		〇	一	八
アクリカール		五	二	二點
同		〇	一	八
同		〇	一	八
アナプトールゼラチン		二	一	六
同		〇	一	二
アビタン		五	二	二點
同		五	二	二點
アムフトロビン		二	一	六
アリマリンC		〇	一	二
アリマリンネオC		〇	一	二
アルゴエレクトロゾール		二	一	二

イ之類

レベルモン		一	一	六點
レフリン		一	一	六點
レホルミン		一	一	六點
ロイミン	白人用	〇・三	一	六
ロヂアリン	小人用	〇・三	一	六
同	大人用	一	一	〇
ロベリン		一	一	六
同		二	一	六
ワ之類		〇・五	一	六
ワクナール	一號大人用	〇・五	一	六
同	二號同	〇・五	一	六
同	一號	一	一	〇
同	二號	一	一	〇
ワゴスチグミン		〇・五	一	六

五〇%
 二五%
 五〇%

同	五	一	二	二點
同	五	一	二	二點
同	一	一	二	二點
同	一	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
インベル糖注射液	四	二	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點
同	二	一	二	二點

イ之類

アルパジール		三	五	二
同		二	五	二
アルレスチン		五	一	八
アンチオゾニン		五	一	八
同		一	〇	八
アンチカロリン		二	五	八
同		二	五	八
アンチモナール		一	〇	八
同		二	〇	八
アンチモヒン		二	〇	八
イ之類		〇・五	一	八
イグロシン		〇・五	一	八
イス・ウルクス		〇・五	一	八
イスラビン		〇・五	一	八
同		〇・五	一	八
イスラビンロヂノン		一	〇	八
同		一	〇	八
イベトン		一	〇	八
同		一	〇	八
同		二	五	八

調劑報酬計算表

調劑報酬ハ健康保險及國民健康保險ニ關シ日本藥劑師會ガ厚生大臣ノ承認ヲ經テ定メタル藥品原價ニ左ニ掲グル調劑手數料及容器代ヲ合計シタルモノトス

藥劑ノ種別	單位	手數料
水劑	二日分以下	八錢
散劑	二日分以下	八錢
頓服劑	三包以下	六錢
液劑	五〇〇瓦以下	八錢
滴劑	一〇瓦以下	八錢
撒布劑	二〇瓦以下	八錢
塗布劑	二〇瓦以下	八錢
點眼劑	一〇瓦以下	十錢
點耳劑	一〇瓦以下	十錢
尿道注劑	三〇瓦以下	十錢
膏劑	二〇瓦以下	十二錢
坐藥	三個以下	十二錢
浸煎劑	二日分以下	十四錢

四二二

乳劑	二日分以下	十四錢
丸劑	二日分以下	十四錢
膠囊劑	二日分以下	十四錢
減菌ヲ要スル注射劑	一劑分	三十錢
註一、既製製劑ヲ單味處方セラレタル場合ハ藥劑ノ單味分量ニ拘ラズ手數料ハ四錢トス容器ノ儘支給スル場合ニ付亦同ジ		
二、處方箋ニ記載ノ日數又ハ數量ガ本表ノ單位ヲ超エタルトキハ其ノ單位又ハ端數ヲ増ス毎ニ當該手數料ニ其ノ五割ヲ加算ス		
三、處方中劇毒藥ノ配シアル場合ハ一種ヲ配スル毎ニ本表ノ手數料ニ二錢ヲ加算ス		
四、處方中〇・一瓦以下ノ藥劑ヲ配シタル場合ハ一種ヲ配スル毎ニ本表ノ手數料ニ二錢ヲ加算ス		
二、容器代(紙袋、紙器、貝殼類ヲ除ク)		
イ、投藥瓶		
三〇瓦入		五錢
六〇瓦入		六錢
一〇〇瓦入		八錢
二〇〇瓦入		十錢

三〇〇瓦入		十三錢
四〇〇瓦入		十五錢
ロ、液劑瓶		
五〇〇瓦入		十六錢
ハ、點眼瓶		
一〇瓦入		十一錢
二〇瓦入		十三錢
ニ、膏藥壺		
一〇瓦入		六錢
二〇瓦入		八錢
三〇瓦入		十二錢
ホ、滴瓶		
二五瓦入		十八錢

註 被保險者又ハ被扶養者ヨリ容器ヲ提出シテ藥劑ノ支給ヲ求メラレタルトキハ容器代ハ無料トス但シ點眼瓶、膏藥壺ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

六、健康保險法第四十三條ノ二ノ規定ニ依ル一部
負擔金ノ額

昭和十八年二月八日
厚生省告示第六十七號

四二四

健康保險法第四十三條ノ二ノ規定ニ依ル一部負擔金ノ額ヲ左ノ通定メ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス昭和十七年三月厚生省告示第二百二十八號ハ昭和十八年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

一、醫師タル保險醫ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル場合
(診療報酬點數表ノ區分ニ依ル)

内服藥	一劑一日	五錢	
頓服藥	一回分ニ付	五錢	
外用藥	一劑ニ付	五錢	
注射	一回ニ付	十錢	
處置(理學的療法、精神病特殊療法及寄生蟲療法ヲ含ム)	一回ニ付	五錢	病院又ハ診療所又ハ診察中ノ場合ヲ除ク
手術	一回ニ付	十錢	
病院又ハ診療所收容	一日ニ付	三十錢	

二、齒科醫師タル保險醫ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル場合
(齒科診療報酬點數表ノ區分ニ依ル)

内服藥	一劑一日分ニ付	五錢
頓服藥	一回分ニ付	五錢
外用藥	一劑ニ付	五錢
處置	一劑又ハ一劑一回ニ付	五錢
充填	一齒ニ付	十錢
鑲嵌	一齒ニ付	三十錢
補綴(白色ゴム、陶ヲ除ク)	一齒又ハ一個ニ付	二十錢
手術	一回ニ付	十錢
三、保險藥劑師ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル場合		
内服藥	一劑一日分ニ付	五錢
頓服藥	一回分ニ付	五錢
外用藥	一劑ニ付	五錢
四、保險醫ノ指定スル者ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル場合 ハ第一號及第二號ニ掲グル額但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ保險者ガ別段ノ定メ爲シタルトキハ其ノ額此ノ場合ニ於テ保險者ガ健康保險組合ナルトキハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ		

七、健康保險法施行規則第五十六條ノ三第三項第二
號ノ規定ニ依ル疾病又ハ負傷

昭和十八年二月八日
厚生省告示第六十五號

健康保險法施行規則第五十六條ノ三第三項第二號ノ規定ニ依ル疾病又ハ負傷ヲ左ノ通定メ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 一、左ノ疾病又ハ負傷ニシテ保險醫又ハ保險者ノ指定スル者ニ於テ病院又ハ診療所ニ收容スルヲ要スト認ムルモノ
 - 横隔膜下膿瘍
 - 肝硬變症
 - 急性黄色肝萎縮
 - 急性脾臟壞死(急性脾臟炎ヲ含ム)
 - 急性全身性粟粒結核
 - 急性脊髓膜炎
 - 急性尿毒症
 - 結核性腦膜炎
 - 子癇
 - 全身性火傷(全身性藥傷ヲ含ム)

- 二、疾病又ハ負傷ニシテ左ノ手術ヲ施行スル爲保險醫又ハ保險者ノ指定スル者ニ於テ病院又ハ診療所ニ收容スルヲ要スト認ムルモノ
 - 腰胸
 - 膿毒症
 - 敗血症
 - 肺壞疽
 - 破傷風
 - 胃切除術
 - 胃腸吻合術
 - 下顎骨切除術
 - 肝臟膿瘍手術
 - 肝臟外傷手術
 - 肝臟囊腫手術
 - 眼球剔除術
 - 眼球内容除去術

四二五

腎臟剝出術
 急性穿孔性腹膜炎手術
 硬腦膜血管結紮術
 喉頭全剝出術
 穿顱術
 上顎骨切除術
 舌癌根治手術
 四肢切斷術
 四肢關節切除術
 四肢關節切斷術（指趾關節ヲ除ク）
 耳科の頭蓋腔内手術
 子宮破裂手術
 子宮外妊娠手術
 膀胱腫瘍剝出術
 膽石手術
 腸切除術
 腸吻合術
 帝王切開術
 腦腫瘍剝出術
 肺腫瘍剝出術

破裂腸管縫合術
 膀胱破裂手術
 膀胱全剝出術

昭和十八年七月卅一日初版印刷
 昭和十八年八月五日初版發行
 (五〇〇部)

逐條
 解說
 健康保險實務必携與付

定價 四圓八拾五錢
 特別行爲稅相當額 拾五錢
 合計 五圓

版權
 所有

出版會承認い110397

編者 發行所 印刷者 配給元

山尾 山尾
 大尾 尾
 大阪市北區堂島中一ノ一九
 大阪市北區野崎町八四
 日本出版配給株式會社
 東京市神田區淡路町二ノ九

發行所

（協會登錄番號）
 一三三二二一
 大阪事務所
 東京事務所

產業厚生時報社出版部

大阪市北區堂島中一丁目十九番地
 電話北四八九〇番
 振替口座四〇五五四番
 東京市赤坂區溜池町富士ビル
 電話赤坂四七六六番

(西大六九八)

31.10.23



